



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- ▶ 琵琶湖保全再生法や基本方針、県計画（令和3年3月改定）に基づく琵琶湖の保全および再生の推進に向け、より一層の支援・連携の強化を図られたい。

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 「琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 国の基本方針や琵琶湖保全再生計画(県計画)に位置付けられた各施策の推進
- 法第4条に規定されている琵琶湖保全再生計画に基づく事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置
- 琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」による各施策の推進

- 法第8条に基づく琵琶湖保全再生推進協議会を適宜開催し、琵琶湖保全施策を推進

2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖は、近畿1,450万人の水源として、国民の1割以上が恩恵を受ける国民的資産であり、琵琶湖の保全および再生は我が国における湖沼の保全および再生の先駆けとなり得る取組。
- 琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全再生し、近畿圏における地域住民の健康な生活環境の保持・発展をより強力に推進できるよう、琵琶湖保全再生計画では、「守る」「活かす」「支える」を重点事項として各施策を推進。
- 法制定後、「琵琶湖保全再生等推進費」など国の新たな支援もいただいているが、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の円滑な実施のために、更なる財政的支援が必要。
- 「琵琶湖保全再生推進協議会」が昨年9月にとりまとめた法律等のフォローアップ報告書において、生態系の課題に加え、2年連続して北湖の全層循環が未完了となるなど湖沼環境への影響が懸念される気候変動の問題や、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみの問題など「新たな課題」が顕在化していると整理。
- こうした状況を踏まえ、毎年協議会等を本県で開催し、現地で課題を共有したうえで協議を行うとともに、関係者の連携により、基本方針や本年3月に改定した琵琶湖保全再生計画に基づく施策の更なる推進が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 「琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

(政策提案・要望) 法第4条に基づき、必要な財政上の措置を求める施策

- ・気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進（国土交通省、環境省）
- ・下水道による水質保全と雨天時浸入水対策および資源活用（財務省、国土交通省）
- ・琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた森林づくりの推進（財務省、農林水産省）
- ・林業成長産業化推進への支援強化（農林水産省）
- ・自然再生事業に対する財政上の措置（環境省）
- ・侵略的外来水生植物対策（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- ・大量繁茂する水草対策（国土交通省、環境省）
- ・ニホンジカ対策の強化（環境省）

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項

琵琶湖と人との共生

共感

共存

共有

琵琶湖を「守ること」と「活かすこと」の好循環をさらに推進

琵琶湖を『守る』取組

水質汚濁の防止対策（第10条）

水源林整備保全、鳥獣害対策（第11条、第14条）

生態系・生物多様性保全、外来生物対策
(第12条、第13条)

水草対策、プラスチックごみ対策（第15条）

水産資源の回復（第16条）

琵琶湖を『活かす』取組

山村の再生、しがの林業成長産業化（第17条）

環境こだわり農業のブランド力向上（第17条）

環境関連産業の推進（第17条）

琵琶湖漁業の持続的発展（第16条）

体験・体感による琵琶湖とのふれあい推進
(第18条)

琵琶湖を『支える』取組

調査研究（第9条）

琵琶湖の発信、環境教育・学習（第21条）

多様な主体による協働（第22条）

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」による各施策の推進

■これまでの経過■

◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行（H27.9.28）

◇琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（H28.4.21）

◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会（H28.11.15）

◇琵琶湖保全再生施策に関する計画（第1期）の策定（H29.3.30）

◇第1～4回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会（H29.7～R2.9）

◇第2回琵琶湖保全再生推進協議会（R2.9.8）〈書面開催〉

⇒法律等のフォローアップの結果、法律の改正および基本方針の改定は要しない一方で、滋賀県が定める法定計画については、近年の琵琶湖の状況や課題を踏まえると、改定を検討する必要があると考えられるとの結論に至った。

◇琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）の策定（R3.3.29）



第3回琵琶湖保全再生推進協議会
幹事会での湖上視察

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係
TEL 077-528-3460